



百科



は問い合わせ先です

平成15年度 白石市木造住宅耐震診断士派遣事業

耐震診断は、人間に例えれば「治療ではなく健康診断」です。大地震による倒壊から生命を守るため、あなたの住宅の耐震診断を受けてみませんか。

事業の目的

市内にある住宅の所有者が、当該住宅の耐震診断を希望する場合、市が費用の一部を負担して耐震診断士を派遣し、耐震診断することにより、住宅の地震に対する安全性の確保および向上を図り、震災に強いまちづくりを推進することを目的としています。

の作成を「みやぎ木造住宅耐震診断士」が行ないます。
対象となる住宅
昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅

在来軸組工法による木造平屋建てまたは木造2階建て住宅（枠組壁式工法、ツーバイフォー工法、丸太組工法、大臣などの特別の認定を受けた工法でないもの）
併用住宅の場合は延べ面積の過半が住宅の用に供されているもの
過去にこの要綱に基づく耐震診断を受けていないこと。

費用の負担（1戸当たり）
耐震診断経費 30,000円
のうち、補助27,000円、個人負担3,000円

事業期間 平成15年度、19年度
募集戸数 平成15年度 10戸
（申し込み先着順）
申し込み・問い合わせ先
建設課建築係 ☎22 1326

大丈夫ですか？あなたの老後（国民年金からのお知らせ）

ますます長くなる老後生活を維持していくためには、安定した収入が必要で。

生活を守る「大切な年金」を確実に手にするためには、手続きをきちんと行い、忘れずに保険料を納めることが大切です。なお、保険料の納入が困難な場合には、保険料を一定期間納めなくてもよい申請免除制度がありますのでご相談ください。（所得制限があります）
免除された期間は、支給資格期間、年金額にも反映します。
免除申請は、本人・世帯主および配偶者が市民税の申告をしないこと、審査ができません。必ず申告してください。

年金受給資格最低25年

国民年金保険料を納付した期間（免除含む）と併せて、厚生年金などの期間があっても、60歳までに25年以上の期間を満たさないと、年金の受給資格期間を得ることができなくなります。

不足分については、60歳以降任意加入することもできますが、免除制度は適用できませんので、納付する以外に方法がありません。
受給資格には
次の期間が含まれます
国民年金保険料納付済期間
申請免除期間

都市計画区域内の容積率などが変わります

防災上の安全と良好な環境の保全のため、平成16年4月1日から用途地域が定められていない都市計画区域内の容積率などを、次のように変更する予定です。

容積率 400%から200%に
高さ制限 隣地境界線からの距離の1.25倍に20mを加えた高さ以下に変更します。
ご意見がある場合は、5月31日までに宮城県建築宅地課あて書面で提出ください。

宮城県建築宅地課
☎22 211 3243
022 211 3191



行政相談委員の委嘱について

平成15年4月1日付けで、次の方々が総務大臣より行政相談委員に委嘱されました。

山口 貞子さん
白石市八幡町3番6号
☎25 9604
高貴 征夫さん
白石市大鷹沢三沢字古内21番地
☎25 5909

行政相談委員の仕事は、役所の仕事について、困っていること、納得がいかないこと、要望することなどについて相談を受けることが主な仕事です。

相談の範囲は、国、公団、公庫、特殊会社（JR、NTT、JT）の行っている業務などです。
相談は無料で、秘密は守られますので、お気軽に「相談ください。生活環境課 ☎22 1314

憲法週間行事のお知らせ

5月1日から7日までの1週間を憲法週間として、裁判所・検察庁・法務局・弁護士会共催で次のとおり各種行事を実施します。

模擬裁判
日時 5月7日 10時
場所 仙台地方裁判所
法廷見学・ビデオ上映
日時 5月1・2・6・7日

地籍調査を行います

地籍調査は、一筆毎の土地について所有者の立ち会いのもとで、地番、地目、境界を調査し、面積を測定します。

白石市では、昭和55年度から調査が始まり、これまで小原、白川全地区および福岡地区の一部、大鷹沢地区の一部が調査を終えています。

本年度の調査区域は、大鷹沢三沢字合上りほか22字の土地を、6月中旬から11月ごろまでの予定で調査を実施いたしますので、土地所有者のご協力をお願いいたします。

地籍調査室 ☎22 1257
（市農林振興センター内）



各種開発計画と埋蔵文化財の確認について

市内には、埋蔵文化財の遺跡が、約400カ所確認されています。

開発行為（現状変更など、住宅建築も含む）をする場合、埋蔵文化財との関わりについての確認が必要で、特に、建築確認申請・農地転用では確認が必要で、

手続き 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の場合、工事を始める前に、事前協議と発掘届が必要になります。

現地での遺構確認調査または立会調査を行い、調査終了後工事着手となります。
なお、社会教育課に遺跡地図と台帳を備えています。事前確認ができますのでご相談ください。
社会教育課文化財係
☎22 1343



戦没者などの妻や父母などの皆様へ

特別給付金が継続支給されることになりました。該当する方は、下記要件を満たす方々となりますのでご確認ください。

第17回特別給付金「い号」国債を受けられた戦没者などの妻には、額面200万円の特別給付金が支給されます。

第19回特別給付金「い号」国債を受けられた戦没者などの父母などに額面100万円の特別給付金が支給されます。

請求期限 平成18年3月31日
請求手続きおよび内容の詳細につきましては、福祉事務所総務係までお問い合わせください。
☎22 1400



白山白鳥笠松太鼓

八宮荘で新しい大太鼓を披露



福岡深谷地区の子どもたちでつくる大鼓グループ「白山白鳥笠松太鼓」では、3月に財団法人自治総合センターから、宝くじの受託事業収入を財源とした平成14年度自治宝くじコミュニティ助成を受け、新しい大太鼓を4基購入しました。

これまで白山白鳥笠松太鼓は、地区のお祭りや福祉施設などへ慰問し、伝統的な太鼓を披露してきましたが、会所有の太鼓がなく、市内各地区の方々より借用して活動してきました。
今回の大太鼓購入で、その悩みも解消し、子どもたちも今まで以上に練習に熱が入っています。
これからもすばらしい、そして元気な太鼓の響きを聞かせてくれることでしょう。